

(1) 地域公共交通活性化協議会及び地域公共交通会議の概要

	地域公共交通活性化協議会	地 域 公 共 交 通 会 議
法的根拠	地域公共交通活性化・再生法第 6 条	道路運送法施行規則第 9 条の 2 及び第 9 条の 3
目的	地域公共交通計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行う。 (※交通計画とは・・・目指すべき地域の姿を実現するための公共交通サービスに関する計画)	地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議する。
主宰者・設置者	市町村（複数可）	市町村長（複数可）、都道府県知事
構成メンバー	①設置者（市町村） ②乗合バス・タクシー・ 鉄道 事業者及びバス・タクシー協会 ③住民または利用者 ④乗合バス・タクシーの運転者が組織する団体 ⑤道路管理者 ⑥都道府県職員及び都道府県警察 ⑦学識経験者 ⑧その他主宰者が必要と認める者	①主宰者（市町村長） ②乗合バス・タクシー事業者及びバス・タクシー協会 ③住民または利用者 ④地方運輸局長 ⑤乗合バス・タクシーの運転者が組織する団体 ⑥道路管理者 ⑦都道府県警察 ⑧学識経験者 ⑨その他主宰者が必要と認める者
設置年月日	平成 20 年 3 月 17 日	平成 19 年 4 月 1 日
検討交通形態	あらゆる交通形態	乗合バスを中心とした地域交通
具体的役割	○交通計画の策定及び変更の協議に関すること。 ○交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。 ○交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。	○地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項 ○市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 ○交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

小林市地域公共交通活性化協議会規約【改正案】

平成 20 年 3 月 17 日制定

(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、小林市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所の位置)

第 2 条 協議会の事務所は、小林市細野 300 番地小林市役所内に置く。

(業務)

第 3 条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合政策部長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 社団法人宮崎県バス協会の代表
- (5) 旅客鉄道事業者の代表
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (8) 道路管理者、宮崎県警察の代表者、学識経験者その他市長が必要と認める者

2 協議会に会長を置き、総合政策部長をもって充てる。

(会長の職務)

第 5 条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第 7 条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第 8 条 第 3 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 小林市地域公共交通会議を協議会の分科会とすることができる。
- 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 9 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、小林市企画政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 10 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第 11 条 協議会に監査委員 2 人を置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 12 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 13 条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 3 月 17 日から施行する。
この規約は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
この規約は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。
この規約は、平成 25 年 3 月 25 日から施行する。
この規約は、平成 27 年 5 月 28 日から施行する。
この規約は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
この規約は、令和 3 年 6 月 30 日から施行する。
この規約は、令和 5 年 4 月 27 日から施行する。

○小林市地域公共交通会議設置要綱

平成19年 3 月30日

告示第71号

改正 平成22年 3 月19日告示第68号

平成25年 4 月 1 日告示第99号

(目的)

第1条 市は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、小林市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 総合政策部長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 社団法人宮崎県バス協会の代表
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 九州運輸局宮崎運輸支局長が指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (8) 道路管理者、宮崎県警察、学識経験者その他市長が必要と認める者

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長を置き、総合政策部長をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 交通会議は原則として公開とする。
- 6 交通会議の庶務は、企画政策課において処理する。
- 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、連絡・通報窓口を定めるものとする。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月19日告示第68号）

この告示は、平成22年 3 月23日から施行する。

附 則（平成25年 4 月 1 日告示第99号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

各課が所管する公共交通事業

資料 2-2

事業名	コミュニティバス運行事業				担当課	企画政策課
事業概要	免許返納者への対応や交通利便性の向上を図るため、市内11路線で運行するとともに地域住民や利用者の要望等を踏まえ、見直しを図っていく。 〔利用料金〕基本料金200円（三松循環線 100円、障がい者・小学生100円） 〔特典制度〕 運転免許証自主返納者（高齢者対象）特典制度 市内在住の65歳以上の高齢者が、運転免許証の自主返納と引き換えに利用可能な「小林市コミュニティバス運転免許証返納者乗車証」を交付。運賃支払時に提示することで、1乗車100円で利用できる。（割引運賃適用期間3年）					
事業実績		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	コミュニティバス利用者数	26,037	21,932	22,373	22,525	
	利用料金収入（千円）	4,131	3,509	3,535	3,398	
決算額（千円） 【R5は予算額】	指定管理料	19,513	20,677	18,977	18,404	16,675
	国庫補助	6,567	10,079	9,930	7,677	6,565
事業計画 （変更点）						

事業名	地方バス路線維持費補助事業				担当課	企画政策課
事業概要	高齢者や学生など交通弱者の生活基盤である交通手段を維持し、市民の日常生活の支援を図る。広域的なバス路線の運行維持費の一部について、バス事業者に補助を行い、バス路線の維持を図る。					
事業実績		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	バス利用者数 （バス年度10月～9月）	166,186	140,799	136,171	139,199	
決算額（千円） 【R5は予算額】	バス運行費補助	9,341	10,454	2,463 (12,097)	2,499 (13,983)	12,188
	県補助	496	499	525	539	539
事業計画 （変更点）						

事業名	市内高等学校通学費補助事業				担当課	企画政策課
事業概要	小林市内の高校へ定期券を利用して通学する生徒に対し、定期券購入費用の一部を助成することで利用促進につなげる。					
事業実績		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	補助利用者数	51	40	29	32	
決算額(千円) 【R5は予算額】	補助額	1,442	1,143	840	891	1,050
事業計画 (変更点)						

事業名	ＪＲ吉都線利用促進事業				担当課	企画政策課
事業概要	ＪＲ吉都線利用促進協議会（湧水町、えびの市、小林市、高原町、都城市）の中で、沿線市町や地域団体等と連携した事業を実施し、路線を維持・存続していくために、利便性の向上や利用促進の取組を実施する。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら、拡大防止対策等を実施した上で事業に取り組む。					
事業実績		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	小林駅１日当たりの乗車人員	393	366	344		
決算額(千円) 【R5は予算額】	負担金	1,059	328	588	980	1,373
事業計画 (変更点)	令和４年度実績は令和５年８月末頃公表予定 令和５年度から官民連携鉄道利用支援事業（通勤定期購入支援）を実施予定。					

事業名	新型コロナウイルス感染症地域交通活性化事業				担当課	企画政策課
事業概要	コロナの影響が長期化し、さらに人流が抑制される中において、地域公共交通事業者等の経営は非常に厳しい状況にあることから、地域公共交通事業者等への支援を行い、市民の移動手段を確保する必要がある。 ○地方バス路線運行維持支援 ・・・地方バス路線の維持に向けた運行支援(対象：７路線) ※新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用					
事業実績		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	事業者数	—	8	12	1	
決算額(千円) (R5は予算額)	事業費	—	2,260	11,492	8,830	
事業計画 (変更点)	令和５年度については未定					

事業名	交通事業者物価高騰対策支援事業				担当課	企画政策課
事業概要	コロナ禍における物価高騰により、交通事業者の経営は非常に厳しい状況であり、地域公共交通サービスの維持が困難となり、地域住民の生活に影響を与えることから、交通事業者への支援を実施し、地域公共交通を維持する。 路線バスの運行事業者に「交通事業者物価高騰対策支援金」を支給する。 ○支給対象バス路線及び支援金の内訳 ・小林～宮崎線 1,628千円 ・小林～都城線 281千円 ・小林～京町線 745千円					
事業実績		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	事業者数	—	—	—	1	
決算額(千円) (R5は予算額)	事業費	—	—	—	2,654	
事業計画 (変更点)	令和5年度については未定					

事業名	デマンド型交通実証運行事業				担当課	企画政策課
事業概要	急速な少子高齢化・人口減少に伴い、地域公共交通の維持・確保が厳しさを増している中、持続可能な交通サービスの提供を図るため、既存の交通サービスを見直し、より効率的で効果的な新たな交通サービスの導入を検討する。 現在、コミュニティバスの利用者が少ない地域(エリア)等において、デマンド(予約)型交通の実証運行のための準備を行う。具体的には、事業継続性や適用可能性を分析するとともに、実証運行に向けた課題を整理し、実証運行計画を策定する。 実証運行計画に基づき、同計画で定めた地域において、令和5年7月1日からデマンド型交通の実証運行を実施する。					
事業実績		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用人数	—	—	—		
決算額(千円) (R5は予算額)	事業費	—	—	—	4,598	3,492
事業計画 (変更点)						

事業名	野尻地区福祉バス運行事業【野尻線】				担当課	野尻住民生活課
事業概要	高齢者や障がい者等といった交通弱者の外出機会の増加と交通利便性向上を目的として野尻地区6路線を運行するとともに、牟田原・猿瀬地区の小学生の通学バスとして運行する。地域や利用者の要望等を踏まえて、路線や時刻表の見直しを図る。 〔利用料金〕・基本料金：300円（未就学児：無料、障がい者等・小学生：100円、70歳以上：200円）割引券・定期券あり 〔特典制度〕・運転免許証自主返納者支援事業（65歳以上対象） 市内在住の65歳以上の運転免許証自主返納者に回数券（200円券×10枚）を交付。福祉バスを運行する三和交通株式会社による自主事業で、申請が必要。					
事業実績		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	福祉a	6,720	5,520	5,460	5,254
		通学b	2,811	2,978	2,813	2,077
		合計a+b	9,531	8,498	8,273	7,331
	利用料金収入（千円）		1,569	1,326	1,275	1,169
決算額（千円） 【R5は予算額】	事業費 (委託料+車両修繕料等)		6,622	6,683	6,968	6,873
事業計画 (変更点)						

事業名	野尻地区福祉バス運行事業【内山線】				担当課	須木住民生活課
事業概要	交通空白地である須木区域内山地区の公共交通手段の確保を図る。 事業は、三和交通株式会社に委託している。運行は、毎週金曜日に1往復。料金は1人1回の利用で未就学児は無料。小学生、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所有者が100円、70歳以上が200円、その他は300円。					
事業実績		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	福祉バス利用者数	104	103	87	121	
	利用料金収入（円）	11,200	13,200	8,900	12,100	
決算額（千円） 【R5は予算額】	業務委託料	1,234	1,246	397	445	689
事業計画 (変更点)						

事業名	小林市高齢者等外出支援サービス事業				担当課	須木住民生活課
事業概要	須木区域内に在住する概ね65歳以上の高齢者で、単独では公共交通機関の利用が困難な要介護者、要支援者、身体障害者、知的障害者等の交通手段を確保し、外出の支援を行っている。 事業は、社会福祉法人そうあいに委託している。利用者は1日前までに電話で予約。月曜日から金曜日までの週5日、曜日ごとに運行地区を指定しており、料金は片道100円。					
事業実績		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	2,564	1,944	1,826	1,402	
決算額(千円) 【R5は予算額】	業務委託料	1,208	939	882	677	1,160
事業計画 (変更点)						

事業名	スクールバス事業				担当課	学校教育課
事業概要	須木小・中学校の児童・生徒をスクールバスで送迎する。通学距離が小学生は4km以上、中学生は6km以上の児童・生徒が対象。車両は公用車（マイクロバス1台・普通乗用車1台）を使用。					
事業実績		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	16名 (小学生10名、 中学生6名)	14名 (小学生7名、 中学生7名)	12名 (小学生9名、 中学生3名)	11名 (小学生8名、 中学生3名)	
決算額(千円) 【R5は予算額】	事業費	4,291	5,317	5,649	5,481	7,115
事業計画 (変更点)	担当課が須木分室から学校教育課へ変更。					

事業名	内山地区スクールバス運行事業				担当課	学校教育課
事業概要	内山小・中学校の休校（平成25年4月1日で閉校）に伴い、野尻小・中学校へ通学することになった内山地区の児童・生徒を送迎する。					
事業実績		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	11名 (小学生9名、 中学生2名)	12名 (小学生8名、 中学生4名)	13名 (小学生8名、 中学生5名)	13名 (小学生5名、 中学生8名)	
決算額(千円) 【R5は予算額】	運行委託料	3,118	4,047	4,207	3,882	4,893
事業計画 (変更点)						

事業名	福祉タクシー料金助成事業				担当課	長寿介護課
事業概要	市内の在宅で暮らす高齢者及び、一定の要件を満たす障がい者がタクシーを利用する際にタクシー料金の一部を助成する。 [実施方法] 一度に使える限度枚数を4枚として、タクシー券1枚につき500円を助成する。年間最大30枚のタクシー券を交付する。					
事業実績		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用枚数	17,199	21,617	22,888	21,798	
決算額(千円) 【R5は予算額】	事業費	8,600	10,809	11,444	10,899	13,590
事業計画 (変更点)						

目標 1	市民の多様なニーズに対応した公共交通の利便性向上								
コミュニティバス、福祉バスについて、人口減少や少子高齢化、高齢者の免許自主返納等によって変化するニーズに応じた運行内容の見直しを適宜行い、利便性の向上を図る。 必要な時間・場所にサービスを提供するオンデマンド交通などの新技術を活用した交通への転換を含めて持続可能な事業を検証する。									
評価指標	「市内の公共交通機関（鉄道・路線バス・コミュニティバス・野尻福祉バス等）は便利だ」の設問に対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合（まちづくり市民アンケート）【％】								
令和元年度 【基準値】	38.1	令和 3 年度 【現状値】	33.8	令和 4 年度	目標	30.0	令和 5 年度	目標	32.0
					実績	35.8			
評価指標	公共交通機関の利用者数（①コミュニティバス、②福祉バス、③その他）【人】								
令和元年度 【基準値】	32,861	令和 3 年度 【現状値】	27,920	令和 4 年度	目標	28,800	令和 5 年度	目標	30,100
					実績	27,900			
施策	（１）コミュニティバス・福祉バスの運行								
事業	①コミュニティバス・福祉バスの路線適正化								
取組内容	コミュニティバス：乗降調査等を実施し、ダイヤの見直しなどを検討した。 福祉バス：アンケートを実施し、利用目的や満足度等の調査を行った。内山線については、帰りの運行時間「16時～17時」を「13時30分～14時30分」に変更した。								
効果・課題	コミュニティバス：未利用区間や利用が少ない便が存在している。 福祉バス：通院での利用が最も多く、約70％の方々が満足度についても良いということであった。内山線については、帰りの運行時間を見したことにより利用者が増加した。								
今後の取組	引き続き利用状況等の把握に努め、公共交通手段の維持及び確保と利用者の利便性の向上を図る。								
事業	②コミュニティバス・福祉バスの運行形態の統一								
取組内容	名称や利用料金等の統一について検討した。								
効果・課題	利用料金については、コミュニティバス1回200円、福祉バス1回300円であるが、福祉バスの利用者の大半が1回200円で利用される70歳以上となっており、料金の見直しは利用者への影響が大きくなるため、慎重に検討する必要がある。								
今後の取組	引き続き市内全域の運行形態の統一について検討する。								
事業	③新たな交通形態の導入による利便性の向上								
取組内容	事業継続性や適用可能性を分析するとともに、実証運行に向けた課題を整理し、デマンド型交通実証運行計画を策定した。								
効果・課題	予約・配車システムが必要なほどの利用者数・予約数は現時点では見込めないため、A I を活用したシステム等は導入しないこととした。								
今後の取組	実証運行計画に基づき、デマンド型交通の実証運行を実施し、効果検証を行う。								

目標 2	地域の実情に応じた公共交通の確保								
広域幹線交通である鉄道（JR吉都線）及び路線バスは、市内と市外をつなぎ、広域的な移動を可能とする重要な交通手段であるため、沿線自治体や沿線住民、運行事業者と協力して路線の維持に努めます。 また、各地域の移動ニーズの把握に努め、地域文化生活拠点までのアクセスを確保します。									
評価指標	J R 吉都線小林駅 1 日あたりの乗車人員【人】								
令和元年度 【基準値】	393	令和 3 年度 【現状値】	344	令和 4 年度	目標	354	令和 5 年度	目標	356
					実績				
評価指標	路線バス利用者数【人】								
令和元年度 【基準値】	166,186	令和 3 年度 【現状値】	136,171	令和 4 年度	目標	140,000	令和 5 年度	目標	145,000
					実績	139,199			
施策	（１）鉄道の維持・存続								
事業	①JR吉都線利用促進協議会を中心とした利用促進活動								
取組内容	沿線自治体内の活動団体等への助成として「団体利用促進事業」を実施するほか、季節に合わせたイベント列車等の実施、Youtube等を活用した「情報発信・プロモーション事業」を実施した。また、市民団体と連携した吉都線110周年記念シンポジウムを開催し、観光路線への転換について検討した。								
効果・課題	各事業の実施により利用促進を行ったが、社会動態の変化や新型コロナウイルス感染症の影響もあり利用者は減少傾向にある。								
今後の取組	引き続き日常利用の利用促進を図るとともに、観光路線としての吉都線のあり方を検討する。また、令和5年10月に吉都線全線開業110周年を迎えるにあたり、記念イベント等を実施することで、利用促進及び機運醸成を図る。								
施策	（２）幹線交通の維持・適正化								
事業	①路線バスの路線適正化								
取組内容	地域間幹線バス路線 3 系統において、関係者間で路線適正化等について協議を実施した。小林－京町線については、乗降調査等を実施した。								
効果・課題	各路線の詳細な利用状況（便毎・曜日毎の利用者数、未利用区間の有無など）を把握する必要がある。								
今後の取組	引き続き各路線において、乗降調査等を実施することで詳細な利用状況を把握し、関係者で路線の適正化を検討する。								
事業	②路線バス運行補助								
取組内容	路線バス 7 路線に対し、運行経費の一部を補助することで、路線の維持・確保を行った。								
効果・課題	利用者の減少や燃油価格高騰等による運行経費の増加により、運行欠損額は増加傾向にあり、市負担額も増加している。								
今後の取組	引き続き運行経費の補助を継続するとともに、関係者で路線の適正化を検討する。								

施策	(3) 地域の移動サービスの確保
事業	①市内高等学校通学費助成
取組内容	小林市内の高校へ定期券を利用して通学する生徒に対し、定期券購入費用の一部を助成することで利用促進を行った。
効果・課題	少子化により、路線バスを通学利用する利用者が減少している。
今後の取組	引き続き助成を実施するとともに制度の周知や助成内容等について検討する。
事業	②スクールバス運行事業
取組内容	内山地区、須木地区内の対象児童・生徒を小・中学校へスクールバスで送迎した。
効果・課題	少子化により、スクールバスの利用者が減少しているため、利用者数に応じた車両や運行方法の検討が必要である。
今後の取組	スクールバスでの置き去り等が発生しないよう、関係者（保護者・委託業者・教育委員会）で情報共有を行い、安全でより利用しやすいスクールバスの環境整備を行う。

目標 3	多面的な効果をもたらす公共交通施策の展開								
地域公共交通の維持・確保及び利便性の向上を図ることで、高齢者の健康増進、教育環境の確保、地域活性化によるまちづくりなどの施策推進に努めます。									
評価指標	「小林市では『安心・安全なまちづくり』ができている」の設問に対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合（まちづくり市民アンケート）【％】								
令和元年度 【基準値】	40.9	令和 3 年度 【現状値】	53.3	令和 4 年度	目標	38.0	令和 5 年度	目標	38.5
					実績	46.8			
評価指標	「あなたの生活における『歩く』こと」の設問に対し、「日々積極的に歩いている」「毎日ではないが、なるべく歩くようにしている」と回答した人の割合（まちづくり市民アンケート）【％】								
令和元年度 【基準値】	47.2	令和 3 年度 【現状値】	47.5	令和 4 年度	目標	48.0	令和 5 年度	目標	48.5
					実績	48.7			
評価指標	「あなたは、日頃外出していますか」の設問に対し、「毎日 1 回以上」「2 ～ 3 日に 1 回程度」と回答した人の割合（まちづくり市民アンケート）【％】								
令和元年度 【基準値】	78.7	令和 3 年度 【現状値】	75.2	令和 4 年度	目標	78.0	令和 5 年度	目標	78.5
					実績	77.1			
施策	（ 1 ） 高齢者が安心して暮らせるための移動手段の確保								
事業	①高齢者等外出支援サービス事業								
取組内容	単独では外出困難な須木区域内に在住する概ね65歳以上の高齢者を対象に、須木区域内での公共施設、医療機関、金融機関、買い物等への送迎を行った。								
効果・課題	利用者の死亡や、施設入所等で利用者は毎年減少傾向にある。								
今後の取組	地域ケア会議等で広く地域住民へ周知すると共に、サービス内容について関係機関と協議を行い利用者の増加を図る。								
事業	②福祉タクシー料金助成事業								
取組内容	市内の在宅で暮らす高齢者と一定の要件を満たす障がい者にタクシー料金の一部を助成した。一度の乗車に使える限度枚数を4枚として、タクシー券1枚につき500円を助成。年間最大30枚のタクシー券を交付。								
効果・課題	随時、利用方法を見直し、利便性向上に努めており、利用率は増加傾向にある。								
今後の取組	引き続き事業の執行状況等を中心に制度の現状把握に努め、利便性向上を通して利用しやすい制度を目指す。								
事業	③健康づくりのための外出機会の創出								
取組内容	健幸ポイント事業と連携した「健幸ウォーク＆ライドキャンペーン」を実施した。								
効果・課題	コミュニティバス及び福祉バスの利用促進と外出機会の創出を図ることができた。								
今後の取組	事業を継続して実施することで、コミュニティバス及び福祉バスを利用した外出やウォーキングの定着を目指す。								

施策	(2) 地域活性化のための移動手段の確保
事業	①地域活性化によるまちづくりのための移動手段の検討
取組内容	北西方エリアと市街地間を移動する手段として、デマンド型交通の導入を検討した。
効果・課題	デマンド型交通実証運行計画において、地域内の移動についてはタクシー事業との競合を避けるため行えないこととしているため、移動ニーズに添えない部分がある。
今後の取組	デマンド型交通実証運行計画に基づき、デマンド型交通の実証運行を実施し、効果検証を行う。 また、その他の移動手段等について研究する。

目標 4	市民協働による持続可能な公共交通の仕組みづくり								
公共交通の持続性を高めるためには市民が広く利用する必要があります。協働のまちづくりの観点から行政や交通事業者だけでなく、市民一体となって利用促進に取り組みます。									
評価指標	出前講座（乗り方教室）の参加人数【人】								
令和元年度 【基準値】	－	令和 3 年度 【現状値】	－	令和 4 年度	目標	120	令和 5 年度	目標	120
					実績	313			
施策	（１）情報提供の充実								
事業	①情報共有する場の創出								
取組内容	市広報紙を活用した情報発信を行った。また、社会福祉協議会と連携し、ふれあいいきいきサロンの代表者会で公共交通の利用促進を呼びかけた。								
効果・課題	バス乗り方教室の実施や吉都線団体利用制度を周知することができた。								
今後の取組	引き続き様々な機会や情報発信ツールを活用することで、公共交通の現状や利用方法等について情報共有を図る。								
事業	②GTFS－JPデータの整備								
取組内容	コミュニティバスのGTFS－JPデータを作成した。								
効果・課題	インターネット上でバス停の場所や乗降時間を検索出来るようにすることで、利便性が向上を図る。								
今後の取組	Googleへのデータ搭載を行い、Googleマップでの検索が出来るようにするとともに、福祉バス等のデータ作成についても検討する。								
施策	（２）利用促進・外出機会の創出								
事業	①出前講座（乗り方教室）の実施								
取組内容	秋まつりのイベント内においてバスの展示及び乗り方教室を実施し、参加者に公共交通の利用を呼びかけた。また、高校進学時にバス利用が増える須木中学校にて乗り方教室を実施した。								
効果・課題	乗り方教室を実施することで、路線バス・コミュニティバスのことを知ってもらうことができた。								
今後の取組	引き続き各種団体に募集を呼びかけ、出前講座を実施する。								

目標 5	新技術を活用した利便性・効率性の向上									
利便性・効率性の高い交通サービスを実現するため、AIやICTなどの新技術の活用について、利用可能性の検討や研究を行います。										
評価指標	新たな交通サービスの検討・新技術の研究の実施件数【件】									
令和元年度 【基準値】	－	令和 3 年度 【現状値】	－	令和 4 年度	目標	1	令和 5 年度	目標	1	
					実績	1				
施策	(1) ICT技術等を活用した利便性の向上									
事業	①新たな交通形態の導入による利便性の向上【再掲】									
取組内容	事業継続性や適用可能性を分析するとともに、実証運行に向けた課題を整理し、デマンド型交通実証運行計画を策定した。									
効果・課題	予約・配車システムが必要なほどの利用者数・予約数は現時点では見込めないため、A I を活用したシステム等は導入しないこととした。									
今後の取組	実証運行計画に基づき、デマンド型交通の実証運行を実施し、効果検証を行う。									
事業	②GTFS－JPデータの整備【再掲】									
取組内容	コミュニティバスのGTFS－JPデータを作成した。									
効果・課題	インターネット上でバス停の場所や乗降時間を検索出来るようにすることで、利便性が向上を図る。									
今後の取組	Googleへのデータ搭載を行い、Googleマップでの検索が出来るようにするとともに、福祉バス等のデータ作成についても検討する。									
事業	③MaaSの導入に向けた研究									
取組内容	オンラインでの説明会等を活用し、導入状況等について研究した。									
効果・課題	宮崎県において、スマートフォンアプリ「マイルート」を活用した実証実験事業を行っており、今後の効果を注視する必要がある。									
今後の取組	引き続き各実証実験事業等の状況を注視する。									

小林市デマンド型交通実証運行計画（案）

－ 目次 －

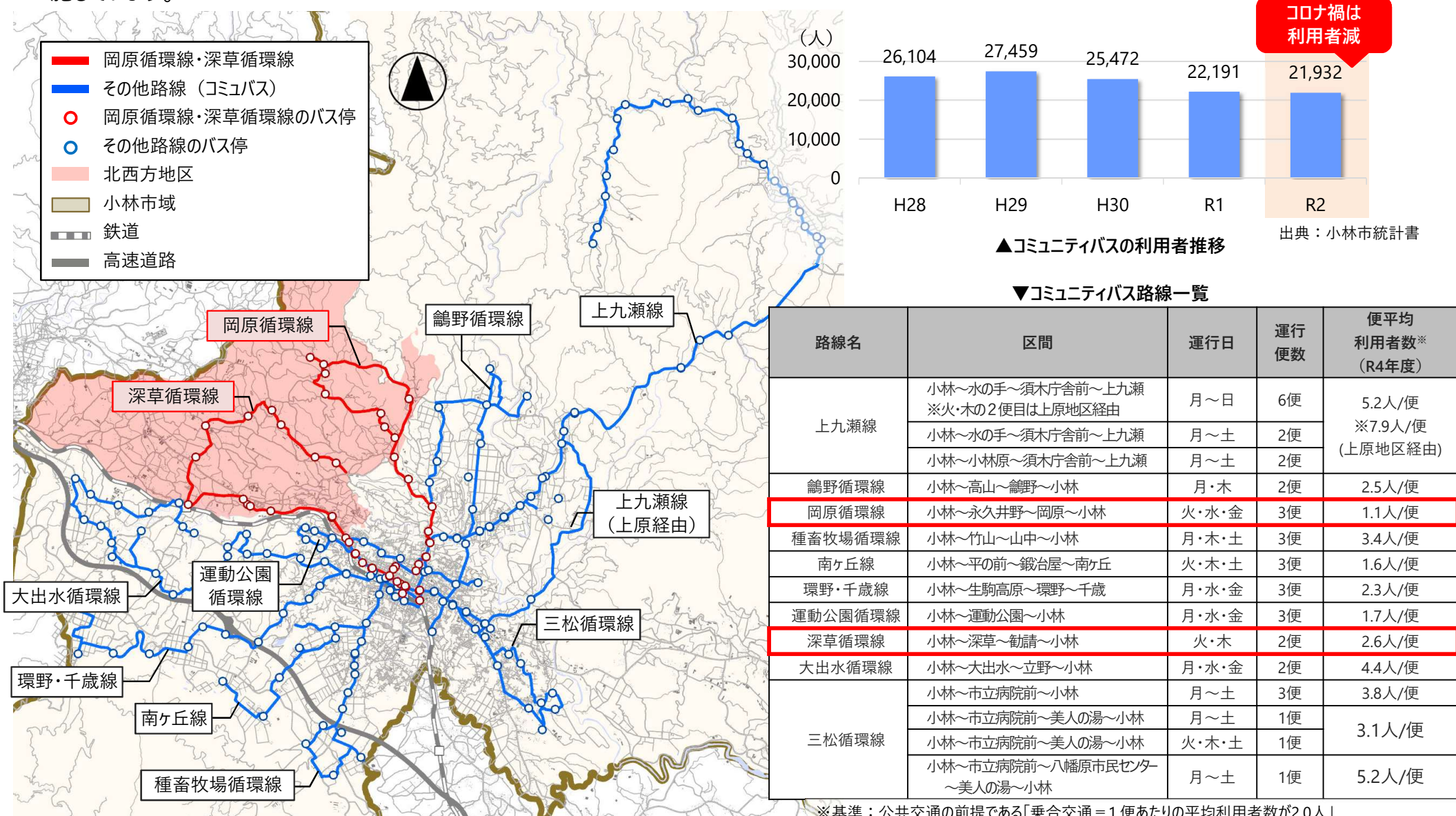
1. 小林市のコミュニティバス（おうらい）の現況・・・	1
2. 新たな交通形態の導入に向けて・・・・・・・・・・	2
3. デマンド型交通の運行エリア・・・・・・・・・・	3
4. デマンド型交通の運行内容・・・・・・・・・・	4

小林市役所 総合政策部 企画政策課

令和5年4月27日（木）

1 小林市のコミュニティバス（おうらい）の現況

- 小林市では平成19年にコミュニティバスの運行を開始し、現在では計10路線で運行しています。年間利用者数は、**約26,000人/年で推移**していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度は**21,932人/年と減少**しています。
- 利用料金は200円（三松循環線のみ100円）で、回数券・定期券の使用による料金割引や65歳以上の運転免許自主返納者特典制度等を実施しています。



▲コミュニティバス路線図

2 新たな交通形態の導入に向けて

■地域公共交通の基本方針

- 小林市地域公共交通計画の計画目標である「市民の多様なニーズに対応した公共交通の利便性向上」の実現に向け、事業として「新たな交通形態の導入による利便性の向上」を掲げています。
- 市民の多様なニーズに対応するため、**デマンド型交通**などの実証運行を行い、新たな運行形態への転換可能性を検証していきます。

▼施策及び事業

目標	施策	事業
市民の多様なニーズに対応した公共交通の利便性向上	コミュニティバス・福祉バスの運行	①コミュニティバス・福祉バスの路線適正化
		②コミュニティバス・福祉バスの運行形態の統一
		③新たな交通形態の導入による利便性の向上

引用：小林市地域公共交通計画 P34

(デマンド型交通とは)

デマンド型交通とは、電話やインターネット、スマートフォンアプリ等による予約に応じて柔軟な運行を行う公共交通形態のことで、路線バスとタクシーの間のような運行形態。

■デマンド型交通導入による将来目標

- 地域公共交通の課題として、(1)持続可能性に関する課題、(2)利便性に関する課題、(3)効率性に関する課題が挙げられています。
- これらの課題を解消していくために、デマンド型交通導入によって下記の将来目標を目指します。

課題

(1)持続可能性に関する課題

- ・公共交通の維持に係る財政負担額の抑制

デマンド型交通の導入による将来目標

予約に応じた運行とすることで運行経費を抑制し、利用料金収入を増加させることにより行政の財政負担が増えない状態を目指します。
(参考) 令和4年度のコミュニティバスにかかる年間総予算は約1,880万円。

(2)利便性に関する課題

- ・市民の移動ニーズと路線網・ダイヤの不一致の解消
- ・サービス利便性向上のための事業転換

乗降時間・場所ともに選択幅を広げることで利便性を高め、沿線人口・沿線交通弱者数あたりの利用率の向上を目指します

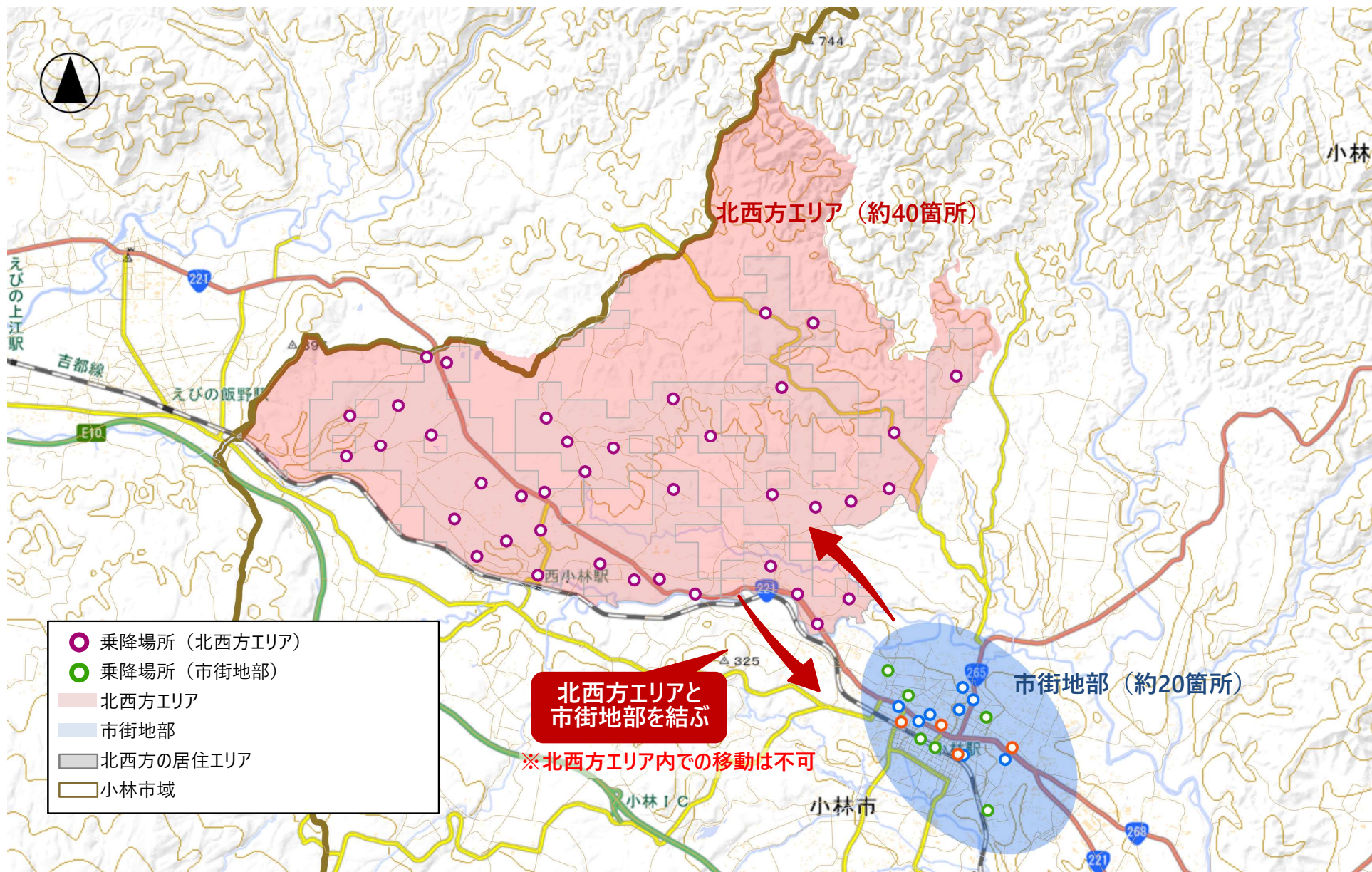
(3)効率性に関する課題

- ・バス交通の提供サービスの適正化

予約に応じた運行とすることで空バスの運行をなくし、1便あたりの利用者数が2人未満（乗り合っていない）の路線解消を目指します。

3 デマンド型交通の運行エリア

- 北西方エリアでは、ごみ集積所を基本に乗降場所（ミーティングポイント）を設定しています。
- 市街地部では、①公共施設、②病院、③商業施設の多くの方が利用する施設に対して乗降場所を設定しています。



4 デマンド型交通の運行内容

(1) 実証運行期間（予定）

● 令和5年7月1日～令和6年3月31日

デマンド型交通の実証運行期間中は、コミュニティバス岡原循環線・深草循環線も併行して運行する。

(2) 運行方式

● 道路運送法に基づく区域（エリア）運行

定路線ではなく区域運行とすることで効率的なルートを選択でき、運行経費の抑制及び移動時間の短縮による利便性及び効率性の向上を図ることが可能となる。

(3) 運行エリア

● 北西方エリア（コミュニティバス岡原循環線・深草循環線のエリア）

コミュニティバス全路線の実態を比較・検証し、「収支率」と「利用率」がともに低い北西方エリアを選定した。なお、利用率が低いということは潜在需要は高いと考えることができ、デマンド型交通への転換による利便性向上により利用者の増加が期待できる。

(4) 運行委託、予約受付・配車管理

● タクシー事業者による業務委託

(5) 使用車両

● ジャンボタクシー（1台）

令和4年度のコミュニティバス岡原循環線・深草循環線の利用者は1回につき1～2人程度であるため、大型車両は必要ない。



▲ジャンボタクシー（トントロバス、川南町）

(6) 運行日

● 毎週 火・金（土日、祝日運休）

令和3年度の市民アンケート調査結果から、買い物の頻度は週2～3日が多かったため。なお、コミュニティバス岡原循環線が平日3日間（火・水・金）運行、深草循環線が平日2日間（火・木）運行となっている。

(7) 利用料金

● 1回につき500～600円程度 ※別途詳細については当日説明

定時定路線型のコミュニティバスよりは利便性が高く、ドア・ツー・ドア型のタクシーよりは利便性が低い間を設定する。

(8) 運行時間

● 9時～16時

令和3年度の市民アンケート調査結果から、買い物や通院の移動時間は9時～16時が比較的多い。また、タクシー事業との競合を避けるため、タクシーの利用が多い早朝や夕方以降は運行しない。

▼基本ダイヤ

便	北西方地区での乗車時間 (市街地行き)	市街地部での乗車時間 (北西方行き)
1便	09:00～09:30	10:30～11:00
2便	10:00～10:30	11:30～12:00
3便	11:00～11:30	12:45～13:15
4便	13:30～14:00	15:30～16:00

(9) 乗降場所

- 北西方地区：ごみ集積所（約40箇所）
- 市街地：公共施設、商業施設、医療施設（約20箇所）

ごみ集積所を乗降場所に設定することで、多くの住民に対し300m以内に乗降場所を確保することができる。また、場所が分かりやすいという利点がある。ドア・ツー・ドアとしないことでタクシー事業との競合を避けることができる。

(10) 利用方法・予約方法

- 利用方法：事前登録制
- 予約方法：前日までに電話にて予約
- 予約可能日：平日（月～金、※祝日は除く）

事前に登録を行うことで、エリア内の住民であることの確認やタクシー事業者の予約・配車の負担を軽減する。また当日の予約を不可とすることで、タクシー事業との競合を避ける。



- ① 事前に登録申請を行う
- ② 予約センターに電話する
- ③ 予約内容を伝える
- ④ 乗降場所で乗車する

- ・ お名前
- ・ 利用する時間、人数
- ・ 乗る場所、降りる場所

参考 今後のスケジュール

項目	令和4年度									令和5年度											
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①導入候補エリアの検討													7月1日～実証運行開始								
②運行方式の比較検討																					
③運行計画の立案																					
④住民説明・意見交換																					
⑤運行準備																					
⑥効果検証																					
⑦次期計画の検討・作成																					

現在

7月1日～実証運行開始

(運輸局への申請、
乗り方教室の実施等)

(利用実績の分析、利用者の声、総括検証)

(運行の可否、運行内容の見直し等)

(1) 利用料金設定について

●コミュニティバスの現況（令和4年度実績）

	年間利用者数	1便当たり 利用者数	運行経費 (A)	車両経費 (B)	利用料金収入 (C)	市負担額 (D)【A+B-C】
岡原循環線	585人	1.3人	1,201,115円		88,400円	
深草循環線	493人	2.5人	506,324円		87,000円	
合計	1,078人	1.7人	1,707,439円	1,185,000円	175,400円	2,717,039円
実証運行期間の9ヶ月分						2,037,779円

※運行経費＝コミバス運行にかかった経費を各路線の運行距離で按分して算出。

※車両経費＝ハイエース1台購入費用7,110,000円を減価償却期間（6年間）で割った金額。

●デマンド型交通実証運行 利用料金設定積算基礎

【積算前提】実証運行期間…令和5年7月～令和6年3月（9ヶ月間）

運行日…火曜及び金曜（祝日運休）、74日間 1日：30,000円

予約受付…平日（祝日休）、184日間 1日：5,300円

車両台数…1台

運行本数…往路（北西方→中心市街地）4便/日、復路（中心市街地→北西方）4便/日

利用者が0人（予約0件）の場合は、1日あたりの運行経費を半額（15,000円）とする。

・令和4年度コミバス実績より岡原循環線と深草循環線の利用者0人の日は運行日数の約4.0%

・ $74 \times 4.0\% = 3$ 日 運行費（74-3）日 $\times 30,000$ 円 $+ 3$ 日 $\times 15,000$ 円 $= 2,175,000$ 円

・ $2,175,000$ 円 $+ 184$ 日 $\times 5,300$ 円 $=$ 運行経費（E）3,150,200円

運行経費（E）3,150,200円－コミバス市負担額（D）2,037,779円＝必要な利用料金収入（F）1,112,421円

必要な利用料金収入 (F)	1便当たり利用料金 【設定額】	利用者数 【目標値】	1便当たりの 利用者数
1,112,421円	200円	5,562人	9.4人
	300円	3,708人	6.3人
	400円	2,781人	4.7人
	500円	2,225人	3.8人
	600円	1,854人	3.1人
	700円	1,589人	2.7人

(2) 実証運行期間の目標値について

目標指標	目標値	コミバスの現状値
1便あたりの利用者	3人	1.7人

※原則、目標を達成しなかった場合は実証運行を終了する。

(3) 利用料金制度について

コンセプト：利用者に分かりやすい利用料金制度

	コミュニティバス	デマンド型交通
基本料金	1 便 200円	1 便 600円
障がい者・小学生	100円 ※未就学時は同伴者一人につき一人無料 ※保育園等の団体利用時は未就学児100円	300円 ※未就学時は同伴者一人につき一人無料 ※保育園等の団体利用時は未就学児300円
回数券	2,000円で11回分	設定しない
定期券	上九瀬線の通学定期 ・1ヶ月分4,000円 ・3ヶ月分12,000円	設定しない
割引・特典プラン	1ヶ月特殊定期券「こみパス」 「こみパス」提示で100円 ・岡原循環線1,200円 ・深草循環線800円	往復利用割引 1 往復利用 1,000円（片道500円）
	「運転免許証自主返納者」 65歳以上の自主返納者が100円 ・小林警察署で「コミュニティバス運転許証返納者乗車証」を交付	
	「悠々パス」提示で100円	

※回数券や定期券などの割引・特典制度については、実証運行期間中の利用状況等を踏まえ検討する。

様式第 1－6（日本工業規格 A 列 4 番）

企 第 号
令和 5 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 小林市
住 所 宮崎県小林市細野 3 0 0 番地
代 表 者 氏 名 小林市長 宮原 義久

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画の名称
小林市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
小林市は、公共交通拠点としてＪＲ小林駅（宮崎交通バスセンター）を有しており、そこから発着する路線バス、コミュニティバス及びＪＲ吉都線により構成される公共交通網が宮崎市、南九州地域の中心都市である都城市、鹿児島県との陸の玄関口であるえびの市へ広がっている。 公共交通は、宮崎市及び都城市の総合病院・大規模商業施設へのアクセス、通学等、当市民の日常生活機能を担う幹線交通網を利用する手段として、車を運転できない高齢者や学生を中心に、生活に必要不可欠なものとして機能している。 路線バスの運行がない交通空白地では、フィーダー系統路線としてコミュニティバスがこの幹線交通網に通じる支線の役割を果たしている。しかし、当市においては、人口減少の傾向及び自家用車の普及により、公共交通機関利用者が減少し続けており、加えて、少子高齢化に伴う労働人口の減少等による市財政の硬直化、地球環境への配慮への対応等の課題が運行を維持する上での大きな問題となっている。 これらの問題を解決するため、地域公共交通確保維持事業により、交通手段を持たない方の交通手段であるコミュニティバス路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
別表１「路線毎の目標」を添付。 (小林市地域公共交通計画 P35 参照)
(2) 事業の効果
交通空白地解消のため、フィーダー系統路線は必要不可欠であり、全運行系統において経常収支率の向上に努めることで、財源負担の軽減を図る。これら路線を維持することで、交通手段を持たない高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで効率的な運行体系が実現し、地域住民の外出促進・地域活性化にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・路線ごとに検証を行い、利用者推移を考慮しながら、平均乗車密度の低い路線を中心に見直しを行う。（小林市・バス事業者） ・バス停留所まで距離が離れている区間の移動や地域内で取組可能な移動サービスについて検討を行う。（小林市・関係機関） （小林市地域公共交通計画 P34～41 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。 予定している時刻・運行予定期間については、関係資料を添付。 コミュニティバスの運行予定者については、平成 31 年～令和 5 年度のコミュニティバス指定管理者を、宮崎交通株式会社に選定することで議会の議決を得ている。 交通空白地帯の解消、国道を走る既存の宮崎交通路線と連携を図るために、小林地区 11 系統、須木地区 2 系統の計 13 系統運行全ての系統が小林駅を発着としている。 また、利用率・収支率が低迷するコミュニティバス岡原循環線、深草循環線については、運行効率化及び利便性向上を図るため、「デマンド型交通」への転換に向け令和 5 年 7 月～令和 6 年 3 月に実証運行を実施する予定である。その後、検証結果を踏まえて本格導入を検討する。 ※本格導入に合わせて「デマンド型交通」に 1 本化を予定。 なお、デマンド型交通の運行予定者については、宮崎県タクシー協会小林支部に業務委託する予定である。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
運行事業者への運行委託料を含む運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を小林市が負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
小林市
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【<u>活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ</u>】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【<u>地域間幹線系統のみ</u>】
※該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【<u>地域間幹線系統のみ</u>】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【<u>地域間幹線系統のみ</u>】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【<u>外客来訪促進計画が策定されている場合のみ</u>】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【<u>地域内フィーダー系統のみ</u>】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【<u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場</u>

合のみ】	
コミュニティバス 13 系統を運行するバス車両 4 台については、マイクロバスが 13 年、ハイエースが 10 年を経過しているため、早急な買い換えが必要となっていたため、車両減価償却費等国庫補助金（令和 3 年度～令和 7 年度）の交付を受けることにより、経年劣化していた 29 人乗りマイクロバスを令和 2 年 10 月に更新した。	
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果	【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標	
	小林市まちづくりアンケートにおける利用者満足度 38% 以上（4 年度の実績 35.8%） 別表 1「路線毎の目標」を添付。
(2) 事業の効果	
	路線を維持することにより、高齢者などの自ら移動手段を持たない住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者	【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6」を添付
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）	【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
	※該当無し
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性	【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
	※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果	【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標	
	※該当なし
(2) 事業の効果	
	※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額	【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
	※該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論	

令和5年4月27日（第1回） 本計画について説明を行い、全ての構成員から合意を得られた。	
21. 利用者等の意見の反映状況	
コミュニティバスの利用者の意見や、地域住民からの要望を受けて、計画に反映させた。また、小林市地域公共交通活性化協議会にて本計画の意見を求めた。	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	宮崎県総合政策部総合交通課
関係市区町村	小林市総合政策部企画政策課
交通事業者・交通施設管理者等	宮崎交通(株) (社)宮崎県タクシー協会 (一社)宮崎県バス協会 宮交タクシー労働組合小林支部 九州旅客鉄道(株) 宮崎県小林警察署
地方運輸局	九州運輸局宮崎運輸支局
その他協議会が必要と認める者	民生・児童委員代表 商店街代表 障がい者代表 高齢者代表 須木区域住民の代表 野尻町区域住民の代表 西諸地区公共交通を守る会の代表 駅周辺住民代表 庁内関係課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 宮崎県小林市細野 300 番地
(所 属) 小林市総合政策部企画政策課
(氏 名) 西 直人
(電 話) 0984-23-0456
(e-mail) k_kikaku@city.kobayashi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

別表1 路線毎の目標

・6年度(R5.10～R6.9)の目標利用者数は、4年度(R3.10～R4.9)の実績を基に3年度(R2.10～R3.9)と比較して得た増減率をかけて算出する。

$$6\text{バス年度}の目標利用者数 = 4\text{バス年度の実績} \times \text{増減率}(4\text{バス年度の実績} / 3\text{バス年度の実績})$$

・7年度(R6.10～R7.9)及び8年度(R7.10～R8.9)の目標利用者数は、前年度の目標利用者数を基に増減率をかけて算出する。

$$\begin{aligned} 8\text{バス年度}の目標利用者数 &= 7\text{バス年度}の目標利用者数 \times \text{増減率}(4\text{バス年度の実績} / 3\text{バス年度の実績}) \\ 7\text{バス年度}の目標利用者数 &= 6\text{バス年度}の目標利用者数 \times \text{増減率}(4\text{バス年度の実績} / 3\text{バス年度の実績}) \end{aligned}$$

・路線ごとに設定する目標利用者数の設定基準は、下記のとおりとする。

4年度の実績を踏まえた目標を設定する。
輸送量2人以上の系統については、前年の増減率を踏まえた目標とする。
輸送量2人未満の系統については、路線を見直すことで輸送量2人以上を目標とする。

期間		R2.10～R3.9	R3.10～R4.9	増減率 (4年度/3年度)	R5.10～R6.9			R6.10～R7.9	R7.10～R8.9
項目名		3年度 (実績)	4年度 (実績)		6年度 (目標)	6年度 (計画運行回数)	基準 (輸送量2人/回)	7年度 (目標)	8年度 (目標)
No.	路線名								
1	コミュニティバス 上九瀬線	8,622	8,966	103.99%	9,324	1,550	3,508	9,696	10,083
2	コミュニティバス 上九瀬線 【上原地区経由】					204			
3	コミュニティバス 鱒野循環線	531	498	93.79%	467	188	376	438	411
4	コミュニティバス 岡原循環線	830	654	78.80%	900	450	900	900	900
5	コミュニティバス 種畜牧場循環線	1,910	1,518	79.48%	1,206	432	864	959	864
6	コミュニティバス 南ヶ丘線	842	740	87.89%	912	456	912	912	912
7	コミュニティバス 環野一千歳線	976	1,020	104.51%	1,066	426	852	1,114	1,164
8	コミュニティバス 運動公園循環線	890	774	86.97%	852	426	852	852	852
9	コミュニティバス 深草循環線	506	521	102.96%	536	204	408	552	569
10	コミュニティバス 大出水循環線	1,320	1,279	96.89%	1,239	284	568	1,201	1,163
11	コミュニティバス 三松循環線 【岩瀬地区経由無】	5,663	6,376	112.59%	7,179	882	1,764	8,083	9,100
12	コミュニティバス 三松循環線 【岩瀬地区経由有】					446	892		
13	コミュニティバス 三松循環線 【八幡原市民センター経由】					294	588		
合計		22,090	22,346	—	23,451	6,242	12,484	24,706	26,018

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内ファイダーシステム）

2024年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内ファイダーシステム （別表7・別表9・別表10）		
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 （別表7・ 別表9）	基準ホで該 当する要件 （別表7のみ）
小林市	小林市	(1) コミュニティバス 上九瀬線	小林駅	ふるさとセ ンター	上九瀬	往 27.2km 復 27.2km	366日	1,550回			路線定期	①	③
		(2) コミュニティバス 上九瀬線【上原地区経由】	小林駅	上原	上九瀬	往 30.2km 復 30.2km	102日	204回			路線定期	①	③
		(3) コミュニティバス 鷗野循環線	小林駅	高山公 民館	小林駅	循環 18.3km	94日	188回			路線定期	①	③
		(4) コミュニティバス 岡原循環線	小林駅	永久津 小前	小林駅	循環 20.9km	150日	450回			路線定期	①	③
		(5) コミュニティバス 種畜牧場循環線	小林駅	牧場	小林駅	循環 17.1km	144日	432回			路線定期	①	③
		(6) コミュニティバス 南ヶ丘線	小林駅	市役所下	南ヶ丘 中央	往 11.7km 復 11.7km	152日	456回			路線定期	①	③
		(7) コミュニティバス 環野・千歳線	小林駅	環野	千歳	往 14.8km 復 14.8km	142日	426回			路線定期	①	③
		(8) コミュニティバス 運動公園循環線	小林駅	運動公 園入口	小林駅	循環 10.8km	142日	284回			路線定期	①	③
		(9) コミュニティバス 運動公園循環線 ※逆循環	小林駅	運動公 園入口	小林駅	循環 10.8km	142日	142回			路線定期	①	③
		(10) コミュニティバス 深草循環線	小林駅	西永久 津公民 館	小林駅	循環 20.3km	102日	102回			路線定期	①	③
		(11) コミュニティバス 深草循環 線 ※逆循環	小林駅	西永久 津公民 館	小林駅	循環 20.3km	102日	102回			路線定期	①	③
		(12) コミュニティバス 大出水循環線	小林駅	西小林 小前	小林駅	循環 28.2km	142日	284回			路線定期	①	③
		(13) コミュニティバス 三松原循環線【岩井地区経由】	小林駅	市民病 院前	小林駅	循環 8km	294日	882回			路線定期	①	③

	(14) コミュニティバス 三松循環線【岩井地区経由】		小林駅	美人の湯	小林駅	循環 14.1km	294日	446回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統 である宮崎交通の小林駅 ～宮崎空港と小林駅にて接 続	③
	(15) コミュニティバス 三松循環線【八幡原市民センター経由】		小林駅	八幡原市民センター	小林駅	循環 18.1km	294日	294回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統 である宮崎交通の小林駅 ～宮崎空港と小林駅にて接 続	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	小林市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	36,383
交通不便地域	8,406

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
1,413	旧須木村	過疎法
6,993	旧野尻町	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
地域公共交通計画	令和4年3月31日	令和4年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ロ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ロ②（2）（実施要領の2.（1）⑭））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

市区町村	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	購入等の種別
小林市	小林市	1	コミュニティバス (1) 上九瀬線 他14系統	イ	ロ	ハ	29	令和2年10月		一括
		2	()	ワンステップ		標準仕様				
		3	()							
		4	()							
		5	()							

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型又はスロープ付き又はリフト付きの別を、ロ欄にスロープ付き又は非標準仕様の別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
4. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

令和 5 年 4 月 日

九州運輸局宮崎運輸支局長殿

名 称 小林市

住 所 宮崎県小林市細野 3 0 0 番地

代表者の氏名 小林市長 宮原 義久

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 7 9 条の 6 及び同法施行規則第 5 1 条の 1 0 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 小林市

住 所 宮崎県小林市細野 3 0 0 番地

代表者の氏名 小林市長 宮原 義久

2. 登録番号

九宮市福第 2 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送：市町村福祉輸送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キロ程
1				
2				
3				
4				
5				

(2) 運送の区域

区 域	備 考
小林市須木区内	月曜日・木曜日：堂屋敷区、夏木区、上九瀬区、下九瀬区 火曜日：内山区、麓区、永田区 水曜日：奈佐木区 金曜日：原区、中河間区

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
小林市須木庁舎	宮崎県小林市須木中原 1 7 5 7 番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合計 (軽)
		バス	普通自動車 (軽)	小計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	小計 (軽)	
小林市 須木庁舎	保有		()		()	()	()	()	1 ()	()	1 ()
	持込		()		()	()	()	()	()	()	()
	合計		()		()	()	()	()	1 ()	()	1 ()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送		
福祉 輸送	☐	イ 身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者
	☐	ロ 介護保険法第 1 9 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者
	☐	ハ 介護保険法第 1 9 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
	☐	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

路線：小林市須木区内対価の額：全区域一律片道 1 0 0 円

9. 添付書類

- (1) 路線図
- (2) 地域公共交通会議（又は協議会）において協議が調ったことを証する書類
- (3) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (4) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (5) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (6) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (7) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (8) 運送しようとする旅客の名簿（市町村福祉輸送を行う場合に限る。）
- (9) 登録証